

規程第1号

公益社団法人とくしま森林バンク
理事会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人とくしま森林バンク（以下「この法人」という。）の定款第40条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集者)

第2条 招集権者は、定款の定めによるが、「支障があるとき」には、1週間を超える入院及び1週間を超える海外出張による日本国内不在などをいう。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項(議題)を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。この場合の同意の方法は、書面又は電磁的方法によらないものとする。

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席したとき、理事長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(監事の出席)

第6条 監事は、理事会に出席し必要な意見を述べなければならない。監事には議決権はない。また、監事が欠席の場合であっても理事会は開催することができる。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事長、副理事長、業務執行理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合報告又は説明する者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般社団・財団法人法第197条において準用する第93条第2項の規定により、理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事長、副理事長、業務執行理事及び監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第9条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第10条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(理事会の招集に代わる決議)

第12条 第2条第3項に定める、招集の手続を経ることなく理事会を開催した場合の当該提案に対する全員の理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の同意の意思表示は、提案議題及び提案の趣旨の説明を記載し賛否を明らかにした書面又は電磁的記録によりしなければならない

2 監事が異議を述べなかったときは、提案議題及び提案の趣旨の説明を記載し賛否を明ら

かにした書面又は電磁的記録により承諾されたものでなければならない

- 3 前各号を満たす場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、理事長および監事はこれに記名押印するものとする。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

3 理事会が招集に代わる決議によって行われた場合であっても次の事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が記名押印するものとする。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 上記事項を提案した理事の氏名・名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成者の氏名

(議事録の配布)

第 14 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(決議事項)

第 15 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定・解職

ハ 総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定並びに総会に出席しない社員の書面決議を認める場合はその旨

ニ 重要な財産の処分及び譲受

ホ 多額の借入

ヘ 事業計画書及び収支予算書の承認

ト 事業報告及び計算書類等の承認

チ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 以下の関する規則・規程の制定、変更及び廃止

① 役員、使用人の職務権限規程

② 情報公開規程

③ 個人情報保護規程

④ 就業に関する諸規則・規程

⑤ その他必要な事項に係る規程

ロ 理事長、副理事長及び業務執行理事の業務分掌

ハ 基本財産の維持、管理及び処分の決定

ニ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定

ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 森林バンクの運営に関する諸規定の制定
- ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 16 条 理事長、副理事長及び業務執行理事、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第 17 条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。